

労基

令和5年12月号



〔発行〕 江南労働基準協会
〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1
電話(0587)55-2341 携帯070-4470-4797
FAX(0587)55-6125

江南労働基準協会

検索

〔印刷〕 大和企画株式会社

令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内において、令和4年に労働災害により亡くなられた方は37人(前年比42%増)、新型コロナウイルス感染症を除く死傷災害に被災された方(以下「死傷者」という。)は7,589人(前年比2%増)となっています。

また、本年9月末日現在、労働災害により亡くなられた方は20人(前年同期比23%減)、死傷者は4,954人(前年同期比4%増)となっており、死傷者数は、高止まりとなっています。

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、自律的でポジティブな安全衛生管理の促進を図るため、「安全経営あいち®」を推進しており、年末を迎えるに当たり、働く方々が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が守るべき「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守るという「基本的な管理」を日々実践していくことを提唱し、「令和5年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン:「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間: 令和5年12月1日～令和4年12月31日

4 主 唱 者: 愛知労働局及び管下労働基準監督署

5 協 賛 者: (公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、各労働災害防止団体

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体の合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本動作の遵守

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を利便性をつけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守り作業しましょう
- 決められた通過を歩きましょう
- 前脚で足すりや靴の汚染を減らしましょう
- 機械装置に身体が接触しないよう、「止める・締める・待つ」を徹底しましょう
- 機械の増設、改造、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を厳密に守らなければならない場合は、副班長に報告しましょう

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 管理職のための応対場所を決めていますか？
- 作業に起因した副班長や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
職場特有の形態を定めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 危険に手すりや柵を設置していますか？
- 機械装置の増設等に「止める・締める・待つ」と決めていても、どのボタンで止めるかの教育をしていますか？
- 足をどのように持つか決めていますか？
- どのように持つか決めていますか？
- 機械の増設、改造、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を定め、副班長に周知していますか？

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、現場の危険性を把握することが必要です。危険性の見直しを通じて対策を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割。定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せただけでは「足利」から、非互害の行う安全衛生「助産」へ、愛知労働局・管下労働基準監督署は、本来の「管理」を立ち戻ることを目指します。

愛知労働局からのお知らせ

【指導課】

ハラスメント防止対策オンラインセミナーのご案内

- 1 日時 令和5年12月14日(木) 14時～15時20分
- 2 内容
 - 14:00～14:30 ハラスメント防止対策について
 - 14:30～15:00 ハラスメント防止の実務上の留意点について
 - 15:00～15:20 妊娠・出産等に関する不利益な取り扱いの禁止について
- 3 参加費 無料
- 4 申込方法



愛知労働局HPイベント情報より申込

※申込締切：令和5年12月12日

【指導課】

「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始されました

- (1) 106万円の壁への対応
 - ① キャリアアップ助成金のコースの新設
 - ② 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
- (2) 130万円の壁への対応
 - ③ 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
- (3) 配偶者手当への対応
 - ④ 企業の配偶者手当の見直し促進



等の内容とする「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定され、

①キャリアアップ助成金のコースの新設及び④企業の配偶者手当の見直し促進を含む各施策について、10月20日から開始されました。

【賃金課】

愛知県特定最低賃金(2業種)改正 ～令和5年12月16日発効～

特定最低賃金名	最低賃金額(時間額)
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1,059円
輸送用機械器具製造業	1,028円

【対策課】

令和5年度 障害者雇用促進トップセミナー

- 1 日時 令和6年2月6日(火) 13時30分～16時
- 2 会場 ウイル愛知4階ウイルホール(名古屋市東区区上堅杉町1番地)
- 3 内容 障害者雇用優良企業表彰式 講演 パネルディスカッション



主催 愛知県、愛知労働局、名古屋市、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構愛知支部

自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理について（5）

～リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインが策定されました～

第1 趣旨・目的

事業者、労働者、産業界、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師又は歯科医師（以下「医師等」）が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示したもの。

第2 基本的な考え方

- 安衛則577条の2第3項に基づく健康診断（第3項健診）は、特殊健康診断のように特定の業務に常時従事する労働者に対して一律に健康診断の実施を求めるものではなく、自律的な化学物質管理の一環として、リスクアセスメントの結果に基づき、健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対して、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。
- ばく露防止対策が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと判断すれば、基本的にリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。

第3 留意すべき事項

【リスクアセスメント対象物健康診断の種類と目的】

- 安衛則577条の2第3項に基づく健康診断（第3項健診）は、リスクアセスメントの結果、健康障害発生リスクが許容される範囲を超えると判断された場合に、関係労働者の意見を聴き、必要があると認められた者について、当該リスクアセスメント対象物による健康影響を確認するために実施するもの。
- 安衛則577条の2第4項に基づく健康診断（第4項健診）は、ばく露の程度を抑制するための局所排気装置が正常に稼働していない又は使用されているはずの呼吸用保護具が使用されていないなど、何らかの異常事態が判明し、労働者が濃度基準値を超えて当該リスクアセスメント対象物にばく露したおそれが生じた場合に実施する趣旨。

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施の要否の判断方法】

(1) 第3項健診の実施の要否の考え方

- 以下の状況を勘案し、労働者の健康障害発生リスクが許容できる範囲を超えるか否かを検討。
 - ・当該化学物質の有害性及びその程度
 - ・ばく露の程度や取扱量
 - ・労働者のばく露履歴
 - ・作業の負荷の程度
 - ・工学的措置の実施状況
 - ・呼吸用保護具の使用状況 等

- 以下のいずれかに該当する場合は、健康診断を実施することが望ましい。

- ①濃度基準告示第3号に規定する努力義務を満たしていない場合
- ②工学的措置や保護具でのばく露の制御が不十分と判断される場合
- ③濃度基準値がない物質について、漏洩事故等により、大量ばく露した場合
- ④リスク低減措置が適切に講じられているにも関わらず、何らかの健康障害が顕在化した場合

- 安衛則第577条の2第11項※に基づく記録の作成の時期に、労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況、工学的措置や保護具使用が適正になされているかを確認し、第3項健診の実施の要否を判断することが望ましい。

※ 同項の規定では、リスクアセスメントの結果に基づき講じたリスク低減措置や労働者のリスクアセスメント対象物へのばく露の状況等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期的に記録を作成することが義務づけられている。

- 過去に一度もリスクアセスメントを実施したことがない場合は、令和7年3月31日までにリスクアセスメントを実施し、第3項健診の要否を判断することが望ましい。

- 第3項健診の要否を判断したときは、その判断根拠について記録を作成し、保存しておくことが望ましい。

(2) 第4項健診の実施の要否の考え方

- 以下のいずれかに該当する場合は、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあることから、速やかに実施する必要。

- 呼吸域の濃度が、濃度基準値を超えていることから、工学的措置の実施又は呼吸用保護具の使用等の対策を講じる必要があるにも関わらず、以下に該当する状況が生じた場合
 - ①工学的措置が適切に実施されていないことが判明した場合
 - ②必要な呼吸用保護具を使用していないことが判明した場合
 - ③呼吸用保護具の使用方法が不適切で要求防護係数が満たされていないと考えられる場合
 - ④その他、工学的措置や呼吸用保護具でばく露の制御が不十分な状況が生じていることが判明した場合
- 漏洩事故等により、濃度基準値がある物質に大量ばく露した場合

【リスクアセスメント対象物健康診断の実施頻度及び実施時期】

- 第3項健診の実施頻度は、産業界又は医師等の意見に基づき事業者が判断。

＜実施頻度の設定例＞ ※以下の有害性ごとに健康障害リスクが許容される範囲を超えると判断された場合の実施頻度

- ①皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感受性、皮膚感受性、特定標的臓器毒性（単回ばく露）による急性の健康障害：6月以内ごとに1回
- ②がん原性物質又はGHS分類の発がん性の区分が区分1：1年以内ごとに1回
- ③上記①、②以外の健康障害（歯科領域の健康障害を含む。）：3年以内ごとに1回

- 第4項健診は、濃度基準値を超えてばく露したおそれが生じた時点で、事業者及び健康診断実施機関等の調整により合理的に実施可能な範囲で、速やかに実施する必要。

【リスクアセスメント対象物健康診断の検査項目】

- 濃度基準値の根拠となった一次文献等やSDS記載の有害性情報等を参照して設定。（「生殖細胞変異原性」及び「誤食有害性」は検査の対象から除外、「生殖毒性」の検査は一般的には推奨されない等の留意点をガイドラインに記載）
- 歯科領域のリスクアセスメント対象物健康診断は、クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5，5-ジフェニル-2，4-イミダゾリジジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とする。

・第3項健診の検査項目

業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自覚症状の有無の検査等を実施。必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目を設定。

・第4項健診の検査項目

長時間濃度基準値を超えてばく露した場合、ただちに健康影響が発生している可能性が低いと考えられる場合は、業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価及び自覚症状の有無の検査等を実施。短時間濃度基準値を超えてばく露した場合、主として急性の影響に関する検査項目を設定。

・歯科領域の検査項目 歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診。

【配置前及び配置転換後の健康診断】

- リスクアセスメント対象物健康診断には、配置前の健康診断は含まれていないが、配置前の健康状態を把握しておくことが有意義であることから、一般健康診断で実施している自覚症状の有無の検査等により健康状態を把握する方法が考えられる。
- 遅発性の健康障害が懸念される場合には、配置転換後であっても、例えば一定期間経過後等、必要に応じて、医師等の判断に基づき定期的に健康診断を実施することが望ましい。配置転換後に健康診断を実施したときは、リスクアセスメント対象物健康診断に準じて、健康診断結果の個人票を作成し、同様の期間保存しておくことが望ましい。

【リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者に対する対応】

- リスクアセスメント対象物健康診断の対象とならない労働者については、安衛則第44条第1項に基づく定期健康診断で実施されている業務歴の調査や自覚症状の有無の検査において、化学物質を取り扱う業務による所見等の有無について留意することが望ましい。
- 業務による健康影響が疑われた労働者については早期の医師等の診察の受診を促し、また、同様の作業を行っている労働者については、リスクアセスメントの再実施及びその結果に基づくリスクアセスメント対象物健康診断の実施を検討すること。

【リスクアセスメント対象物健康診断の費用負担】

- リスクアセスメント対象物健康診断は、業務による健康障害発生リスクがある労働者に対して実施するものであることから、その費用は事業者が負担しなければならない。派遣労働者については、派遣先事業者が実施義務があることから、その費用は派遣先事業者が負担しなければならない。
- 健康診断の受診に要する時間の賃金については、労働時間として事業者が支払う必要。

便潜血

今回の検査項目

陽性(+)の人は要注意!

便潜血反応とは?

いわゆる検便を行って、便に血液が混ざっているか調べます。大腸内にがんやポリープがあると、便の移動により擦れて出血をすることがあるため、便内の血液の有無を調べる便潜血検査を行うことで、大腸がんの疑いがあるかどうかを判定することができます。

もし陽性の結果が出た場合は、「痔持ちだから」「硬い便で肛門が切れたのかも」「前に精密検査を受けて異常なしだったから」と自己判断して放置するのは危険です。

健診結果を要チェック!



陰性(-)▶「基準値だけど油断禁物」
すべての大腸がんがこの検診で陽性になるわけではありません。進行した大腸がんであっても、できた場所などによって陰性になる可能性もあるので、少しでも不調を感じたら病院の受診を。



陽性(+)▶「大腸がんの精密検査を」
大腸がんや悪化して今後がんになる可能性があるポリープといった消化器疾患が隠れているかもしれません。ただし、大腸の炎症や痔でも陽性になるケースもありますので、必ず精密検査で原因を調べましょう。



早期発見のチャンスを失う!! 大腸がんとは

食生活の欧米化などの影響で増加傾向にあり、男性はおよそ10人に1人、女性はおおよそ12人に1人が大腸がんになっており、男女合わせると1番多く診断されているがんになります。50代からかかる人が増えていき、女性のがんでの死亡者数は大腸がんが1位です。

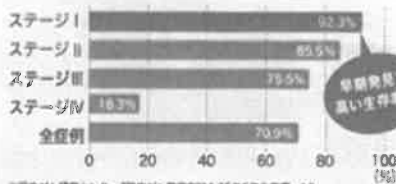
大腸がんは、精密検査を受ける人が7割ほどと他のがんに比べて少ない現状がありますが、比較的進行が遅いので、早く発見することができれば治る確率も高くなります。精密検査を受ける人が増えれば、その分亡くなる人が減るがんなのです。

精密検査の基本は大腸内視鏡検査

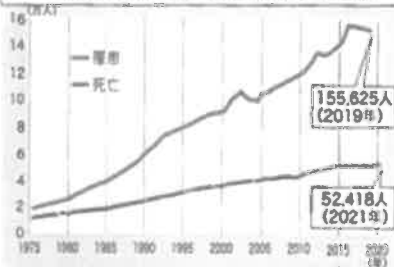
内視鏡を肛門から大腸に挿入し、くまなく観察します。がんやポリープの診断をより確実に行うことができ、早期がんやポリープをその場で切除することも可能です。鎮静剤を利用して、なるべく苦痛の少ない検査をする施設も増えてきています。



大腸がんの病期別生存率 (5年生存率)



大腸がん罹患数・死亡数の年次推移



監督書長の道草

横田喜三郎氏と性的マイノリティ問題など

江南労働基準監督署長 藻谷 岳志

江南市民の方であればご存じだと思いますが、江南出身の著名人に国際法の世界的権威として、東大法学部長、最高裁判所長官などを歴任した横田喜三郎氏（1896～1993）がいます。昭和54年に初の江南名誉市民ともなっています。

その著書「天皇制」（1949）の中で氏はこのように述べています。

「民主主義の根本的な観念としては、平等ということである。才能において、体力において、性質において、人々はさまざまに異なっているけれども人間そのものに内在する価値において、すべての人は同等である。どんな人も、人間として尊重し、人間として権威を認め、人間としての尊厳を重んじなくてはならない。このことは絶対の真理である。どんな人も人間として発達し、人間として幸福を求める資格を有する。このような権威と尊厳と資格において、すべての人は同等である。同等な価値を有する以上、すべて人は平等である。平等なものには平等に取り扱わなくてはならない。これが民主主義である。」

そして、ルネッサンスからフランス革命の時代を経て、民主主義が全世界に発達し、普及し、確立していったことを述べ、「民主主義は、人間の価値と尊厳の同等とを承認し、それに基づく平等を根本観念とするもので、実に絶対の真理の上に立つ政治と社会の絶対の原理である。それだけに人間が発達し、知識が進むにつれて、必然的に発達し、普及し、確立していく。人類と世界の歴史は、民主主義の発達の歴史である。」と述べています。

これを今読んで、戦後間もない、新しい時代の息吹のようなものが感じられるとともに、昨今の性的マイノリティの問題が頭に浮かびました。

今年は、6月に国会でLGBT理解増進法が成立、同じ6月に、同性婚訴訟で5地裁の判決（「違憲」または「違憲状態」と判断した地裁が4つ）が出そろい、7月には、最高裁でトランスジェンダーの経産省職員による省内の女性トイレの使用制限をめぐる訴訟で違憲判決が出るなど、性的マイノリティの権利について注目が集まっています。これは、まさしく、横田氏のいう民主主義の問題ではないでしょうか。横田氏風に言えば、「性的マイノリティの人々とそれ以外の人々は同等であり、同等な価値を有する以上、平等で平等に取り扱わなければならない。これが民主主義である。」ということでしょうか。

小職は、江南市の男女共同参画懇話会の委員になっており、先月、この懇話会において、「パートナーシップ宣誓制度」（互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で相互に協力し合うことを約束した一方または双方が性的マイノリティの2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度。また、2人に生計同一の未成年の子がいる場合は、あわせてファミリーシップが宣誓できる。）についての説明とその導入が検討されていることが示されました。現在、この制度を導入した自治体は、全国で約330、愛知県内でも26に上るそうです。

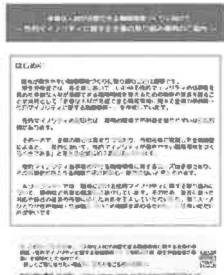
性的マイノリティの人たちを含めて多様性を大事にする社会が世界的にも時代の流れであります。先に紹介した横田喜三郎氏のいう民主主義とはそういう社会のことなのではないでしょうか。

横田氏の「人類と世界の歴史は、民主主義の発達の歴史である。」という言葉がそのまま当てはまるような気がします。

この言葉に関連して、思い浮かぶことが二つあります。一つは、私が入省して2年目、平成の初めころのことで、勤務していた神奈川局のある監督署に局の課長が見えました。一方面主任が対応されて、私にお茶を用意してくれと言われました。私が湯呑にお茶を入れて、持っていくと、その一主任は、局の課長に「お茶をどうぞ、男手ですみません。」と言われました。一主任とすれば局の課長に選って言われたのでしょうか、その言葉に私は心の中で「なんで男ではいけないんだ？」と思ったことをいまだに覚えてます。この言葉を発した一主任には、このような状況では、女性がお茶を出すのも、男性が出すのは失礼だという意識があったのでしょうか。当時の40代の男性の意識としては、普通の感覚、世の中全体もそのような雰囲気だったように思います。今、そのような言葉を発したら時代遅れと思われるでしょう。平成の初めころと比べれば性的役割分担意識はなくなってきていて、これは民主主義の発達を示していると言えないでしょうか。

もう一つは、世界で民主主義国といえる国が少数派にとどまり、かえって減少しているという現実です。人間の尊厳の尊重という絶対の真理が軽んじられ、国際法を無視して自国の領土外に侵攻する国まであるくらいです。横田氏が生まれていたら、このような世界を見てどのように言われるのでしょうか。

（※厚生労働省では、「多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向けて～性的マイノリティに関する企業の取り組み事例のご案内」と題するパンフレットを作成しています。是非、ご覧ください。）



原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

原簿管理課 原簿管理科 原簿管理係

エッセイ

労務屋の昨今

中小企業に淘汰の波

一般社団法人 東海労働経済研究所
代表理事 小栗 利治
(前愛知紛争調整委員会委員)

標題は最近の経済紙のトップ報道の一部である。

もとより日本の企業の大部分は中小企業であり、そこを生活の拠点でもありとして、そこで働く人も多い。江南労働基準協会も多くは中小企業と、そこで働く人を寄り抱えていることは、申すまでもないことである。

親子は運命共同体、互いに支え合って生きている。親子だから当然であり、精神的にもそれを容認しているはずである。

元請・発注者は親、下請は子同然の運命共同体で、親子は事業を分担しあって成り立っている。と言えないだろうか。

親は発注者で、下請の多くは、親会社と、使用従属関係の如きつながりを取り合っている。例えば親会社の名を題した「〇協力会」の如き名称を冠し、あだかも労働関係の如く、従属関係に類似する刈谷会（仮称）などと称しながら、挙げて親の業務に、専属に近い形態で言葉を借りれば、使用従属関係に近い契約形態も、決して珍しいことではない。それが製品である商品の「品質の担保」となり、納期も「看板方式」などに拠って、運命共同体と同じくする場合も決して希のことではないのだ。それが信用信頼関係である。

その原点にあるのは、親の製造品である「品質のほぼ100パーセントに近い完成品」を、日を追って、時間を時には分刻みで厳守しながら完成品としてマーケットに供給している場合も少なくはない。納期管理の正確さが支えとなっている。

だから、親会社、子会社となって血が流れている親子の如く結び合って、品質、納期を看板に合わせ維持しているのであろう。

物価高・人手不足

長年の従属関係に近い、問柄が危機

外部要因が強い結びつきを破壊し始めたのか

倒産件数の急増

建築業 36%増の785件

製造業（円安等）37%増の459件

小売業（燃料代の膨らみ）25%増の434件

倒産企業に共通するのは、人手不足と物価高、ぜい弱な体質が、誰からの援助がないまま、改善されなかったからであるとも言われている。

中小企業は強力な体質に転換するのは容易ではない。強くないままに経営者や一族も総ぐるで必死に現状維持に努めてきた努力がむなし。

双方ともに余りにも長いコロナ禍で、人手不足もあって体力を徐々に落とし始めた。その期間が今でも続いているので、コロナも憎い。

コロナ禍前の年間倒産件数は、おおむね年間8000件前後、ところが2021.2022年は手厚い資金支援により2000件ほど倒産が抑えられていたと新聞報道は言う。

その他にも政府が導入した、実質無利子、無担保融資（ゼロゼロ融資とも言う）などが中小企業、下

請を支えてきていた。

支援の期限切れが、倒産件数を増加させ、資金の返済が本格化する時期に、その7月から倒産が高水準になったと言うのである。

中小企業は、親企業に守られてきた面もあるが、発注者、親企業のような体力に程遠いぜい弱さがある。

子の倒産を見捨てる親は決して多くないと思われるが、だからと言って、運命共同体は甘えも生まれて、共倒れになる危険もあるので、それは避けたいところでもあろう。

それにも増して中小企業の人手不足は、はなはだしい。人が来ないので、昔なら猫の手も借りたところ。現実にはこれはたわ言だ。

今一つは、今までの競争は国内だけの競争も多かったのが、今でも、諸外国も力を付けてきており、政策も、徴を伺い、細で補うきめ細かさもあるのだろう。

今は、必死に、物事に対処しないと生き残れないということなんだろう。厳しいと言うのは甘えにとられかねない自覚も必要ということであろうか。

甘えがあってはならない。総力を挙げなければならぬ。

病気等で誰が見ても、助けなければならない人もいる。それは助けなければならないが、力があっても働かない人は助けることはできない。みんな運命共同体なんだとして、頑張るしかない。それが今なんだ。



明るい職場は まず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)
 - ☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)
- ◎成人病健康診断(巡回)
 - ☆胃腸レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
 - ☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎人間ドック(東海診療所)
 - ☆お得なセット料金により6コースあります
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市中区浜中町1-5-1 TEL (052) 602-4747 FAX (052) 602-6821

●令和5年度新年安全祈願及び賀詞交歓会 【総務部会主催】

- ・日時 令和6年1月10日(水)16時～
- ・会場 安全祈願 大縣神社
賀詞交歓会 名鉄小牧ホテル

●令和5年度工場見学会及び研修会 【安全・労働衛生合同部会主催】

- ・日時 令和6年2月15日(木)13時30分～
- ・会場 東洋紡(株)大山工場
- ・参加費 無料

●令和5年度労災・労務管理研修会(ハイブリッド開催) 【労災・労働福祉合同部会主催】

- ・日時 令和6年2月22日(木)13時30分～
- ・会場 江南市民文化会館とオンライン
- ・参加費 無料

令和5年 愛知県の全産業死亡災害一覧

令和5年11月1日現在

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.10.12. 2023 6:30	飛来・落下 その他の一般動力機械	搬送機の修理中、修理していた搬送機の一部が落下し頭部に激突した。
<small>事業場規模</small> 1,000名以上 <small>業種</small> 繊維工業 40代 保全工 <small>経年</small> 10年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和5年11月1日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和5年	令和4年同期	令和4年確定値
製 造 業	食料品製造業	7(0)	6(2)	8(2)
	化学工業	0(0)	1(0)	1(0)
	鉄鋼・非鉄金属	3(0)	1(1)	1(1)
	金属製品	1(0)	2(0)	2(0)
	一般・電気・輸送用	0(0)	1(0)	3(0)
	その他	3(0)	1(1)	1(1)
	建設業	3(1)	10(0)	12(0)
土 木 工 事 業	土木工事業	0(0)	2(0)	4(0)
	建築工事業	2(1)	6(0)	6(0)
	その他	1(0)	2(0)	2(0)
陸上貨物運送事業	4(1)	3(0)	4(0)	
商 業	卸売業	2(1)	1(0)	2(1)
	小売業	1(0)	1(0)	2(1)
	その他	1(1)	0(0)	0(0)
	清掃・と畜業	0(0)	0(0)	0(0)
上記以外の事業	5(0)	0(0)	0(0)	
合計	1(1)	9(4)	11(4)	
合計	22(4)	29(6)	37(7)	

令和5年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

業 種	令和5年 10月末現在		昨年 同 期		業 種	令和5年 10月末現在		昨年 同 期		
	死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業	
製 造 業	食料品製造業	0	8	0	13	建設業	0	14	0	10
	繊維工業	0	0	0	2	運輸交通業	0	23	0	27
	木材・木製品製造業	0	2	0	1	陸上貨物取扱業	0	14	0	14
	パルプ・紙・印刷・製本業	0	3	0	3	商 業	0	23	0	33
	化学工業	0	10	0	6	金融・広告業	0	5	0	6
	窯業・土石製品製造業	0	2	0	3	保健・衛生業	0	73	1	59
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	0	7	0	0	接客娯楽業	0	10	0	6
	金属製品製造業	0	13	0	16	清掃・と畜業	0	5	0	6
	一般機械器具製造業	0	8	0	7	その他の事業	0	15	0	4
	電気機械器具製造業	0	2	0	1	合 計	0	249	1	226
	輸送用機械器具製造業	0	6	0	7					
	その他の製造業	0	6	0	2					
	小 計	0	67	0	61					

注 ・休業4日以上(労働災害)を累計(労働者死傷報告による)。
 ・「木材・木製品製造業」は、木製家具・装備品製造業を含む。
 ・「金属製品製造業」は、金属製家具・装備品製造業を含む。

愛知労働基準協会主催 技能講習等講習会予定表

- ・江南労働基準監督管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。申込み用紙は愛知労働基準協会HPからダウンロードしてください。
- ・紙面の関係で3か月分の予定を掲載しております。3月分は愛知労働基準協会HPをご覧ください。
- ・満席の講習会が多いので、申込の前には必ず愛知労働基準協会のHPから定員状況を確認し、お申込みください。
- ・日程が変更(追加)される場合がありますので、必ず愛知労働基準協会HPをご確認ください。

フ ォ ー ク リ ン グ コ ー ス	技 能 リ コ ー ス	学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
12月	1	ポーラ名古屋ビル	4.5.6	NSB東海	5.6.7	トヨタ&F中部白金	3.10.17	トヨタ&F中部小牧	
		4	NSB東海	7.8.11	NSB東海	12.13.14	NSB東海		
		14	NSB東海	15.18.19	NSB東海	20.21.22	NSB東海		
	1月	9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	14.21.28	トヨタ&F中静北名古屋		
		11	NSB東海	15.16.17	NSB東海	18.19.20	NSB東海		
		19	NSB東海	23.24.25	NSB東海	26.29.30	NSB東海		
	2月	5	ポーラ名古屋ビル	6.7.8	NSB東海	9.13.14	NSB東海	11.18.25	トヨタ&F北名古屋
		9	ポーラ名古屋ビル	13.14.15	トヨタ&F中部白金	16.19.20	トヨタ&F中部白金	21.22.26	トヨタ&F中部白金
		13	NSB東海	15.16.19	NSB東海	20.21.22	NSB東海		

講習会の名称	会 場	12月	1月	2月
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル (実)トヨタ教育センター			
	(学)豊和工業	13	17	
	(実)トヨタ教育センター	16	20	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル (実)美鈴駅前			
	(学)4.5 (実)6	(学)11.12 (実)13	(学)1.2 (実)3	
	(学)11.12 (実)13	(学)17.18 (実)19	(学)15.16 (実)17	
	(学)18.19 (実)20	(学)24.25 (実)26	(学)19.20 (実)21	
	(学)21.22 (実)23	(学)29.30 (実)31	(学)26.27 (実)28	
	とよはし産業人材教育センター			
	アイプラザ半田	(学)18.19 (実)24or28	(学)8.9 (実)15or16	
	江南市農文文化会館			
	トヨタ教育センター			
	(学)豊和工業 (実)ポーラ名古屋ビル	(学)20.21 (実)24	(学)15.16 (実)20	(学)8.9 (実)10
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5 14.15 21.22	9.1 17.18 24.25	1.2 19.20
	ポーラ(リモート)			
	アイプラザ豊橋			
	アイプラザ半田			
	トヨタ教育センター		15.16	
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	江南市農文文化会館			
	ポーラ名古屋ビル	7.8 14.15	9.1 22.23	15.16 28.29
	江南市農文文化会館			
	トヨタ教育センター			
	アイプラザ半田			
	小牧勤労センター		29.30	
	アイプラザ一宮			
	名古屋国際会議場			
	ポーラ名古屋ビル		11.12	13.14
	トヨタ教育センター 名古屋国際会議場			

講習会の名称	会 場	12月	1月	2月
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		22.23	8.9
	岡崎勤労センター			
高圧作業主任者【学科1日実技1日】	(学)豊和工業 (実)ボリテックセンター			
	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル 勤労者支援センター 日本橋橋脚南市民会館	29.30	6.7
石綿作業主任者【学科2日】		5.6 15.16 25.26	9.10 15.16 24.25	1.2 23.24
	ポーラ(リモート)			
	名古屋国際会議場			
	製作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル 市民会館		
ジャッキ等運転【学科1日実技1日】	(学)豊和工業 (実)ボリテックセンター			
	(学)ポーラビル (実)ボリテックセンター			
	健康保険正しい取組 基礎編【学科1日実技2日5日】	トヨタグローバル研究所 トヨタ教育センター	6 7or8	7 8or9
産業用ロボット(組立・組み立て)【学科2日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル (実)三菱電機	11.12 13or14or15	22.23 24or25or26	26.27 28or29or1
	(学)エイジェック (実)エイジェック			
	電気自動車整備業務【学科・実技1日】	名鉄自動車学校		
石綿作業主任者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	8		
	ダイオキシ【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	25	
安全衛生推進者【学科2日】	日本橋橋脚南市民会館 とよはし産業人材教育センター			
	衛生推進者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		
能力向上等	県庁研修施設等自主検査【学科2日実技1日】	19.20 21or22		5.6 7or8or9
	マスコフッド【学科1日】	名古屋市民会堂		
	石綿調査【学科2日】	国際会議場		
勉強会	ポーラ名古屋ビル	25.26	30.31	21.22
	エックス線作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		
	潜水士【学科2日】	ポーラ名古屋ビル 市民会館		13.14.15.16

江南労働基準協会会報

令和5年12月号

江南労働基準協会 講習会・研修会予定表（12月～3月）

最新の情報は江南協会HPで

	講習	12月	1月	2月	3月	受講料(税込み)
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稲沢)					会 員 18,700円 非会 員 20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育					会 員 9,350円 非会 員 11,550円
	低圧電気業者特別教育(実技7Hコース)			5.6 (江南)		会 員 20,350円 非会 員 22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	11 (江南)		2 (一宮)		会 員 9,350円 非会 員 11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)		17 (江南)			会 員 6,600円 非会 員 8,800円
法令・通達に基づく安全衛生教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育					会 員 7,480円 非会 員 9,680円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育		18 (江南)			会 員 6,600円 非会 員 8,800円
	安全管理者選任時研修				13.14 (江南)	会 員 17,050円 非会 員 19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育	7-8 (江南)			21-22 (江南)	(課長) 会 員 13,200円 非会 員 15,400円 (安責者併合) 会 員 15,950円 非会 員 18,150円
	(新規) 化学物質管理講習会	12 (江南)		7 (江南)		会 員 9,900円 非会 員 16,500円
	(新規) 引揚具着用管理責任者講習	6 (江南)				会 員 11,000円 非会 員 16,600円
その他の教育・訓練・研修・勉強会	危険予知訓練(KYT)教育			13 (江南)		会 員 7,700円 非会 員 9,900円
	溶接ヒュームの健康障害防止のための防じんマスクに係る正しい着用講習会及び重量計フィットテスト			申込みにより実施します		500円/人＋アダプター実費
	労働基準法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会 員 3,300円
	労働安全衛生法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会 員 3,300円
	衛生管理者免許試験準備講習(1日集中講習)			申込み状況により実施		会 員 7,700円 非会 員 9,900円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)			申込み状況により実施		会 員 13,200円 非会 員 15,400円
フォークリフト関係	フォークリフト運転技能講習 (実施機関:愛知労働基準協会) (実技会場:稲葉製作所)					32,650円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育					会 員 7,700円 非会 員 9,900円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例) 併合講習 (実施機関:住友建機教育所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		24・25・26・28 (江南)			会 員 38,000円 非会 員 39,100円
	玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教育所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		25・26・28 (江南)			26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		24・25・28 (江南)			会 員 14,300円 非会 員 15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教育所) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)				7・8・10 (江南)	37,000円
作業主任者技能講習	有機溶剤作業主任者技能講習 (実施機関:愛知労働基準協会)					13,780円
	特定化学物質・四アルキル鉛作業主任者技能講習 (実施機関:愛知労働基準協会)					13,780円
	酸素欠乏・酸化水素危険作業主任者 (実施機関:愛知労働基準協会)					17,910円
無料講習	リスクアセスメント出前講座			7 (江南)		

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会技能講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。
 ()は会場:(江南)はHome&niccoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南郡公民館 (一宮)は一宮工場産業フASHIONデザインセンターほか
 (注)日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。
 (注)受講料は、テキスト代等諸社の事情により変更する場合があります。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。
いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。

本社/愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地
TEL(0587)95-7181(代)
https://izumi-lunch.co.jp

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



◆愛知北営業所 (0587)95-6123
愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号
◆岐阜関営業所 (0575)22-6300



安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

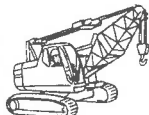
- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん

技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車



国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売株

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

http://nagoya.sumitomokenki.co.jp

ネット予約はこちらから→ [すみともけんき愛知 検索](#)

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。

一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海診療所**

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

